

路上喫煙禁止区域の指定について

1. 目的

吸いがらのポイ捨ての抑制

2. 取組方針

違反者を取り締まるのではなく、路上等において喫煙者が、他の人に迷惑をかけたり、被害を与えたりしないように、喫煙者に自覚と認識をもってもらい、モラルやマナーアップを向上させるとして、禁止区域を指定する。

3. 禁止区域等の考え方

○禁止区域

- ・喫煙の自由を制限するものであることから、不特定多数の人々が行きかう公共の場所で、非喫煙者に対する迷惑や危害を与える恐れがあると予測される地域に限定して禁止区域を指定する。
- ・道路、公園、広場等の公共の場所とし、対象とする路線等を明確に指定する。
- ・私有地は含まない。

○禁止行為

- ・指定区域においては、車中等における喫煙も禁止の対象とする。
- ・加熱式たばこ、携帯用灰皿を使用した喫煙についても禁止対象とする。

○その他

- ・必要に応じて期間・時間を限定する。

4. 指定手続き

禁止する区域の指定等については、有識者等で構成する審議会を設置し、諮問する。

5. 罰則等

指導・勧告等を行なうこととし、過料は設けない。

6. 市民説明など

指定にあたっては、区域住民、関係者等に十分な説明・周知を行なう。